

昭和廿一年三月廿七日

「有價證券の處分の調整等に関する法律」

に於ける國の代表者等に関する件

（本官會議了解）

一 同法第四條第二項第一号の國の代表者と

大藏省國有財産部長とする。

二 同法第二條第一項第六号の指定証券の處分

に關する代表者として同法第四條第二項第五

号の國の代表者として尚之有産業復興局長

と指定する。

備考 本条を以て總司令部と交渉する

もとする。